

よくある質問⑥

問6-1 来月A社を退職します。実は**在職中にB社でも勤務**していて、**ダブルワーク**をしています。

雇用保険はA社で加入しています。B社の仕事は続ける予定です。この場合失業保険の手続きはできますか？

(答6-1)

A社を退職後、失業保険の手続き日時点において、以下の要件を**全て満たしている場合**、失業保険の手続きは可能です。

- ①B社の**週の所定労働時間が20時間未満**であること。
- ②他に週20時間以上の就職を希望し、積極的な求職活動ができ、すぐに就職できる状態であること。

※なお、A社を退職したことに伴い、もう一つのダブルワーク先であるB社の週の所定労働時間が増え、**失業保険の手続き日時点において、週20時間以上の就労をB社で行っている場合**、B社へ就職している状態となり(=失業の状態ではない)、失業保険の手続きはできません。